

総務委員会記録

日 時	令和5年3月15日（水） 午後 零時58分～午後 2時20分 午後 2時29分～午後 3時28分 午後 3時37分～午後 3時55分 午後 4時 ～午後 4時 3分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎石井 昭一 ○佐藤 浩 阿比留義顯 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 田中 晋 村越 誠 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 危機管理部長（國井 潔） 危機管理政策課長（五津和則） 防災安全課長（須藤勝己） 総務部長（飯田晃一） 次長兼人事課長（依田森一） 給与厚生室長（清水純子） 資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫） 次長兼経営戦略課長（稻荷田修一） 共生・交流推進センター所長（仁尾順一） DX推進課長（阿部信行） 財政部長（中山浩二） 次長兼市民税課長（小宮山 勉） 財政課長（岡村秀明） 債権管理課長（田崎喜一） 消防局長（相田幹夫） 参事兼警防課長（本田鉄二） 企画総務課長（清水 徹） 消防職員課長（長田裕二） 消防団課長（島田秀司） 救急課長（鞍橋 隆） その他関係職員

午後 零時 58 分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案資料等を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持ち込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持ち込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第16号、令和5年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議題となりました議案第1区分の議案第16号の次年度の当初予算案についてお尋ねいたします。まずは、財政一般、歳入についてお尋ねいたします。経常収支比率と臨時財政対策債の関係でございしますが、臨時財政対策債を経常収支比率は込みとしている収支比率と込みでないものの収支比率、これを確認させてください。

○財政課長 今御質問の経常収支比率でございします。令和5年度当初予算、分母に臨時財政対策債を含んだ場合の数値が99.8%となります。一方、含まない場合につきましては101.3%となっております。以上です。

○内田 臨時財政対策債につきましては、発行限度額というものがあるかと思うんですが、本市においては発行抑制をいただいていると思うんですが、次年度につきましては見込みで発行限度額の何割ぐらいを発行する予定でございしますか。引

き続き財政課にお尋ねします。

○**財政課長** 令和5年度当初予算では臨時財政対策債を13億円計上しております。なお、今御質問のあった発行可能額につきましては、我々の試算の中では約16億円ということで試算しております、その約8割に当たる13億円を計上しているという状況でございます。以上です。

○**内田** 今後も満額発行については抑制するという方針なのでしょうか。

○**財政課長** これまで市債という面、また普通交付税の代替財源という点、こちらのバランスを考えながら発行してきたと。一定程度抑制を図ってきたというところではあります。基本的な考え方は変わらないんですが、一方で国のほうもこの臨時財政対策債については発行を抑制するという考え方に立って地方財政計画のほうを組んでいます。私どものほうも13億円ということで令和5年度当初予算を組んでいるところなんですけれども、またその実際の算定が7月以降に行われる予定ですので、その数字を見ながらまた検討していきたいと考えております。以上です。

○**内田** ということは、臨財債につきましては借入金であるという認識はお持ちいただいているということでしょうか。

○**財政課長** はい、そのとおりです。

○**内田** 続きまして、市民税課のほうにお尋ねをいたします。ふるさと納税についてでございますが、これは寄附として入ってくる納税額と、ちょっと収支についてお尋ねしたいんですけれども、そのふるさと納税で出ていく部分、返礼品分がどれくらいあって、あとはふるさと納税で税控除になって歳入されない部分はどれくらいあって、収支を合わせるとマイナスになると思うんですが、この辺はどのような数値が出てまいりますでしょうか、お示してください。

○**次長兼市民税課長** 令和5年度の予算ベースのほうでお答えします。まず、収入となる柏市への寄附額ですが、2億2,450万円を見込んでいます。支出については、ふるさと納税に係る要は事業費が約1億3,700万円を見込んでおります。それから、控除額、令和4年度中に柏市民が他市へ、よその自治体へ寄附したことによる控除額が17億9,600万円を見込んでいます。この控除額のうち、地方交付税で75%、13億4,700万円ほど補填されることとなっておりますので、それを含めて収支の比較をするとマイナスの3億6,150万円になろうというふうに見ております。以上です。

○**内田** そうしますと、いずれにしてもマイナスということでございますけれども、地方交付税で算定されてもマイナスということであれば、その地方交付税もほかの交付税目と共に入ってくるわけなので、確実に地方交付税で措置されているという確証というのは私は持てないと思うんですが、その辺はふるさと納税についてはどのような認識でしょうか。

○**次長兼市民税課長** おっしゃるとおり、ほかの交付税と紛れてというんでしょうか、同じ形に入っているんですが、色はついていないんですが、金額としては4分の3補填するよというルールになっているので、そこは入ってきているものという理解をしております。以上です。

○内田 ですので、本市においては、ふるさと納税を活用している事業など、市民公益活動促進基金とか、補助金の事業とかございますけれども、そういうのはふるさと納税を活用しているかと思うんですが、それ以上に過度にやっぱりふるさと納税に依存する部分と逆に歳入されない部分というのが出てくると思うんですが、ふるさと納税に依存していかないでいくということは、どれくらい考えられるんでしょうか。

○次長兼市民税課長 まずは、このふるさと納税を始めたきっかけそのものが、よその自治体に要は取られっ放しで、やはり返礼品をつけないとということやってまいりました。今ふるさと納税の制度としては、おっしゃるとおり、首都圏の自治体にとって非常に厳しい制度、出ていく一方で、これは周辺の自治体も変わりありません。なので、要はまたそのアンケートというか、寄附していただいた方に、どうして柏市を選ばれましたかというときに、やはり返礼品を狙ってというか、返礼品を魅力に感じてという答えが非常に多くて、正直申し上げて、返礼品勝負というところがございます。なので、いかに魅力的な返礼品をそろえるかイコールいかに柏の魅力をアピールしていくかというところがポイントだというふうに捉えていますので、そこを伸ばしていきたいというふうに考えています。以上です。

○内田 私の意見としましては、ふるさと納税制度に依存しないでいていただきたいし、ふるさと納税の制度的な欠陥については、少し周辺自治体と連携して国に対して要請等を行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、人事課にお尋ねします。人件費の部分で、障害者の雇用について、職員の雇用についてでございますが、次年度は、障害者雇用、障害者枠で雇用する職員の人数というのはどれくらいになりますでしょうか。

○次長兼人事課長 来年度に向けてということで採用試験を実施しておりまして、今のところ合格者3名ということでございます。以上です。

○内田 その3名の方というのは、現在のところ本市に就職していただけるという状況でございますか。

○次長兼人事課長 はい、その予定でございます。以上です。

○内田 ちなみに、ちょっと不勉強で恐縮なんですけど、前年度、いわゆる今年度の状況というのは何人でございますか。

○次長兼人事課長 合格者2名です。2名の採用となっております。以上です。

○次長兼人事課長 すみません。昨年度につきましては、合格者が2名出ているところですが、採用に至っている者はいないということです。以上です。

○内田 そういう意味では、伸びがあるということでございますので、障害者雇用は進めたいいただきたいというのと同時に、次年度、つまり次々年度に向けて、2024年度に向けて採用していく予定の人数というのはどれくらいを想定していますか。

○次長兼人事課長 法定雇用率につきましては、令和8年度までに国のほうで3.3%まで引き上げることがございますので、それが公表されておりますので、再来年度につきましては5名程度の募集をかけていきたいというふうに考えておりま

す。以上です。

○内田 ありがとうございます。障害者雇用については、積極的に取り組んでいただいて、民間のお手本になるような自治体になっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、共生・交流推進センターのほうにお尋ねいたします。男女共同参画推進につきましては、具体的にはどのような取組に力を入れていくでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 男女の主要な事業ですが、本日からパートナーシップ制度を始めております。そのような多様性の社会を推進する事業、また男女共同ということで、様々な講座、女性の向上を目指した講座等を行っております。以上でございます。

○内田 今日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度が開始されるということでございます。今御答弁ございましたけれども、この周知啓発については今後どのように進めていきますか。

○共生・交流推進センター所長 広報、ホームページをはじめ、男女共同参画センター、パレット柏内に、人通りが多いところがございますので、積極的にポスター掲示、チラシ配布等、また行事は各公共施設にチラシ等を周知啓発していきたいと考えております。以上でございます。

○内田 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出については、これは市民課マターになるのでしょうか。それとも、共生・交流推進センターマターになるのでしょうか、お示してください。

○共生・交流推進センター所長 届出は、パレット柏の男女共同参画センターに届けてもらうこととなります。以上でございます。

○内田 センター長のほうから御答弁があったので、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について引き続きお尋ねしますが、制度が確立しても、まだまだ社会的な偏見というのが拭い去れない部分というのがあるんですが、偏見や差別を解消するために市が最大限できることをお示してください。

○共生・交流推進センター所長 L G B T、性的マイノリティーに対する人権だということを引き続き積極的に啓発していくとともに、教育委員会にもL G B Tガイドランを配っておりますので、教育の面でもそういった平等、人権意識を啓発していきたいと考えております。以上でございます。

○内田 教育委員会との連携というのが大変重要だと思いますので、そこはそこで進めていってください。よろしくお願いします。

続きまして、外国人支援につきましてでございますが、国際交流事業については、今国際情勢というのが大変緊迫化していますので、ただこの外交と自治体の行う国際交流事業というのとは異なっていて、外交上の緊張関係があっても、国際的な関係、人民同士というのとは友好関係を持たなければならないと考えておりますが、いわゆる外国人差別というものを排除していくために市は何ができますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 外国人差別につきましては、今回のウクライナ侵

略でも、一時ロシア人に対する非難が集まったところでございますけれども、そちらに対するロシア人差別等をやめようという啓発は、ホームページ、またチラシ、ポスター等で行っております。以上でございます。

○内田 ありがとうございます。次にちょっとお尋ねしようかなと思っていたのがその点でございまして、やはりロシア政府は加害国、戦争加害国でありますので、その罪は重いところではございますが、一方でロシア人民には全く罪のないこととございますので、それが差別されることのないようにしていただきたいというふうに考えています。現在ロシア国籍を持つ柏市民というのはどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 ちょっと正確な数字は手元にはないんですが、ロシア国籍は30人台でございます。以上でございます。

○内田 その点は、センター長のほうから前向きな御答弁をいただいたので、信頼しておりますので、これはロシア国籍だけではなくて、メディアがいろいろな報道をされていて、いわゆる仮想敵国脅威論みたいなものも残念ながら出ていますが、そういうところで差別が起きないような取組をしていただきたいということを申し述べるところでございます。

続きまして、平和事業についてでございますが、本市においては、戦争体験を語り継ぐ事業とかが行われていますが、そういう語り部の方というののもかなり高齢化していて、次世代の語り部の育成というのが大変重要かと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 やはり高齢化というのは進んでおりますので、学校訪問事業ということで、小学校を対象に語り部事業も行っております。その中で小学生にも語る役割を与えて、一緒に語っていただいて平和のことを考えていただくということをやっておりますので、そういった方々が将来的に育っていってくればと考えております。以上でございます。

○内田 そうしたこと、次世代を育成するというんですか、後継者を育成するところにも、民間団体にまるっきりお任せではなくて、市のほうも少し関与していただきたいと思いますというふうに考えております。広島、長崎等への派遣事業というのは、次年度は行わないということなんですか。

○共生・交流推進センター所長 広島、長崎への派遣事業につきましては、10年ごとの周年で考えておりますので、令和7年度を予定しております。以上でございます。

○内田 分かりました。できれば、自治体によっては毎年派遣しているという事例もございまして、一方本市においては周年ごと。これは、5年周期ということで理解してよろしいのでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 10年周期で行っております。以上でございます。

○内田 失礼いたしました。この10年周期もできればもう少し短縮して派遣回数を増やしていただきたいと思いますというふうに思いますし、平和事業につきましては、

戦争絶対反対という基本理念、これは誰でも共通することですので、平和をつくり出していくというのはやっぱり地域が原点だと思いますので、センターのほうのお取組に期待をしております。

続きまして、経営戦略課のほうにお尋ねいたします。本会議のほうでも第6次総合計画、次期総合計画についてお尋ねしたんですが、次年度、第6次総合計画、次期総合計画の策定に対して取り組むことというのはどういうことがございますか。

○次長兼経営戦略課長 次年度におきましては、庁内の会議体制を整えたり、あと審議会を立ち上げたり、策定方針をまず先につくって、その後審議会に諮って計画を策定していこうと考えております。以上です。

○内田 審議会に諮るまで次年度に行いますかね。

○次長兼経営戦略課長 審議会に諮問を行います、次年度においては。審議会から答申をいただくのは、令和6年度を今のところ予定しております。以上です。

○内田 では、審議会には諮問をして、年度またがりて答申を得るということがございますよね。

○次長兼経営戦略課長 はい、おっしゃるとおりです。

○内田 本会議でも申し述べましたが、太田市長のほうの政策提言、素晴らしい政策提言もございますので、こういったものも反映していただきたい一方、市民の要求や要望という願いもございますから、これらをてんびんにかけて、よりよい総合計画ができるように次年度のお取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、防災安全課のほうにお尋ねいたします。自主防災組織への活動支援の詳細についてお示してください。

○防災安全課長 自主防災組織への支援につきましては、私ども職員の派遣が大まかなものになろうかと思っています。最近では、コロナも明けまして、随分地域の動きが活発化しておりますので、職員を派遣いたしまして、各地域における防災資源の御紹介ですとか、資機材の使い方ですとか、そういったものを行っております。以上です。

○内田 防災のときに、よく本会議などでも指摘させていただくところ、昨年の総務委員会でも指摘させていただきましたが、自助、共助、公助とある中で、やっぱり行政として公助が入る時期というのはできるだけ早めていただきたいと思うんです。自主防災組織でどこまでのところの共助を進めていける、逆に言うと、行政側からするとどこまで共助に依拠していくというような考えでいらっしゃいますか。

○防災安全課長 自助、共助、公助がございしますが、やはり公助ということになりますと、行政の力というものについてはある程度限られた部分がございしますので、当初のまず自助というところでそれぞれが自分の命を守るという部分で活動いただいて、その次の段階で共助というところで、お隣同士の声かけですとか、あるいは避難される際の避難所の運営ですとか、そういうところで、市の職員が現場に駆けつける前の、自分の命を守りつつできる範囲内での行動をお願いできればと思っています。以上です。

○内田 そこら辺は、自主防災組織とは共通理解になっておりますでしょうか。

○防災安全課長 そのようなつもりで私ども考えてございますが、やはり地域も今コロナもございまして、希薄化されておりますので、そういうところでさらなる意識づけというものは必要になってくるかと思えます。以上です。

○内田 一方で、自主防災組織を運営している方の中には、早く災害があったときに行政に介入してほしいと。行政に早く手を差し伸べてほしいという意見もありますので、これも自助と共助に、やむを得ない部分も当然、災害発災時はございますけれども、そこに依拠せず、一刻も早く公の手が差し伸べられるように御尽力いただきたい。特に危機管理部を新設したわけですから、その機能をしっかり生かしていただきたいというふうに考えます。

街頭防犯カメラについてでございますが、次年度はどれくらいの箇所に設置ができる予定でございますか。

○防災安全課長 街頭防犯カメラにつきましては、市がつけるものと、町会に補助をいたしまして、町会がつけるものがございます。おおむねそれぞれ25台前後支出する予定でございます。以上です。

○内田 箇所づけの判断基準は計画的に行われるのか、それとも直近の犯罪等が発生している場所を選定するのか、そこら辺まずお尋ねします。

○防災安全課長 箇所づけにつきましては、毎年度警察と協議した上で必要な箇所について設置をしていくと。また、町会が設置するものにつきましても、私どもに設置場所をお示しいただいた後に、警察とも協議した上で町会のほうへのアドバイスをしていくような状況でございます。以上です。

○内田 次年度に限ったことじゃないんでしょうけれども、防犯カメラの設置箇所というのは、これ公開するかどうかというのはすごく微妙なところだと思うんですけど、公開についてはするんでしょうか。

○防災安全課長 翌年度設置する場所について具体的な公開というのはしてはございませんが、当然ながら設置後は防犯カメラがあるということについて支柱等に表示をしている状況でございます。以上です。

○内田 公開につきましては、防犯カメラがあるところで犯罪を起こすということはずっとあり得ないわけで、抑止効果がある一方、犯罪が飛び火してしまうという可能性もあるので、そこは賛否両論の意見を受け入れて、現在公開しているところで何らトラブルはないとは思いますが、そういう公開していることでの弊害というのは起きていないですよ。

○防災安全課長 そういった報告は受けてございません。以上です。

○内田 様々な点に留意していただいて、公開のほうはお願いしたいと思えます。防犯カメラについては以上です。

続いて、振り込め詐欺対策でございますけれども、前回の補正予算でもいただいた電話機の貸出しですか、事業も有効ではございますが、どうなんでしょうかね。留守番電話に設定することなどを報道なんかでも盛んにしていますけれども、根本的

には振り込め詐欺そのものに遭わないという啓発というのが大事であって、あんまり閉鎖的になって、どの電話にも出ないとか、そういうことになると、もし万が一の緊急の連絡が取れなくなってしまうということもあるんですが、そういう面で言うと、詐欺に遭わないという市民への啓発というのが大変大事になってくると思うんですが、その点はどのように考えていますか。

○防災安全課長 今回録音機の配布につきましては、犯人側のほうが録音を嫌うということで、こういったものをあらかじめ録音しますというメッセージを流す、それを受けた上で、必要な方、本当につながりたい方については、その後電話を持っていていただく状況の中で呼出しベルが鳴るといような状況でございますので、決して出ないということではなくて、出る前にそういったものを抑えるといようなことが必要かなというふうに思って今回の録音機の事業を行っているところでございます。ただ、やはり高齢者の方が被害に遭いやすいといようなところがございまして、周知の仕方につきましては、一概にホームページだとかメールというのではなく、様々な媒体、それぞれ年齢に応じて必要な媒体で御案内していく必要があるかと思っております。以上です。

○内田 電話に過度に出ないとか、あまり意識することがないように、振り込め詐欺被害に遭わないための力をつけていく、そういうことにも御尽力いただきたいと思っております。

続きまして、客引き等対策事業でございますが、昨年もしかしたらお尋ねしたかと思うんですが、他の自治体でこの客引き行為の防止に本来は目的化されているものが例えばボランティア活動や市民運動などに監視をしていくという懸念があって、自治体によってはその声かけなどもしているという事例も聞いているところではございますけれども、その点の留意点というんですか、あくまでもこれは客引きとかスカウトを防止するための目的であって、それ以外の用途で市民運動やボランティア活動を萎縮させてはならないといようなところは強い意志を持っていただきたいんですが、その点についての御見解をお示しくください。

○防災安全課長 委員さんおっしゃるとおり、市民運動だとか、そういったものの監視という目的は一切なく、条例を定めておりますので、その中で居酒屋ですとかカラオケですとか、キャバレークラブだとか、そういった対象業種を絞りまして、それに伴う行動について監視取締りしているという状況でございます。以上です。

○内田 実際に今年度に、客引き、あとスカウト、それぞれに注意喚起した実績といようなのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○防災安全課長 口頭注意につきましては、やはり柏駅前、おおむねスカウト等、居酒屋の客引き等、ほぼ特定されているようなメンバーがおりますので、そういったものについては常に口頭注意等、事象が起これば常に行っているといような状況でございます。以上です。

○内田 まだ件数については集計はしておりませんか。

○防災安全課長 おおむね1週間のうち4日間活動しておりますが、ならしていく

と大体1日1回は口頭注意があるような、そんなイメージかと思います。以上です。

○内田 客引きで被害に遭ったり、とりわけスカウトにつきましては、将来のことにも関わってくるし、人権問題にもなってきますので、この事業そのものはしっかり継続していただきたいんですが、冒頭にも申し上げたように、目的外の活用にはならないでいただきたいということを要望いたします。

続いて、救急課にお尋ねをいたします。救急救命士と指導救命士は、これ毎年予算見ると1名ずつということですが、養成事業につきましては、これは今年度も1名と予算書には記載ございますけれども、もう少し養成を増やしていくことはできないのでしょうか。

○救急課長 救急救命士養成計画及び指導救命士養成計画を立てて、毎年1名の養成となっております。以上です。

○内田 毎年1名ということになると、その計画では何年度までこれを継続していくということですか。それとも、特に年度の定めはなく、1名ずつ毎年養成を更新していくということになりますでしょうか。

○救急課長 救急救命士養成事業については、2年度から11年度まで1名ずつ計画しております。指導救命士については、1名の養成計画を実施しております。以上です。

○内田 ありがとうございます。せっかく養成するのですから、しっかりそれらの方がスキルを発揮できるようにしていただきたいと思います。

最後は警防課になりますかね。消防車両とかその資機材の購入についてでございますが、ざっくりと来年度購入する消防救急車両及び資機材の配置場所、配置する消防署について御説明ください。

○参事兼警防課長 来年度予定している車両、資機材につきましては、まず災害対応特殊救急自動車2台、こちらは2台とも東部消防署になります。救急東部1号車と救急東部2号車。それから、資材搬送車につきましては西部消防署の配置となります。続きまして、広報車、こちらは西原分署の配置となります。最後に、小型動力ポンプ付積載車は消防団のほうに配備となります。以上です。

○内田 資機材については、具体的にはどのようなものを購入するのでしょうか。

○参事兼警防課長 例えば救急車と同時に高度救命資機材等を購入いたします。小型ポンプ付積載車であれば、ホースであったり、小型ポンプであったり、消防活動に必要な資機材を購入いたします。以上です。

○内田 ぜひ有効活用していただきたいというふうに思います。以上をもちまして、私の議案第16号、議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿比留 それでは、歳入について伺います。前年度比30億ぐらいが上がっているんですが、この30億程度を見積もった内訳といたしますか、根拠といたしますか、どういう見積りでこういうふうになったのかについてお示しください。

○財政課長 今のは市税収入ということですのでよろしいでしょうか。市税収入は、今御

案内あったとおり、前年比約30億4,300万円増の716億7,000万円という計上になっております。主な内訳を申し上げますと、個人市民税が前年度に対して約11億900万円、また法人市民税が6億9,700万円、また固定資産税と都市計画税を合わせた数字で約11億5,000万円の増となっているのが主な内訳となっております。以上です。

○阿比留 どういう情勢を見てそういうふうに見積もったのかという点についてお聞かせください。

○財政課長 まず、個人市民税、こちらにつきましては、市税につきましてはいずれも令和4年度の決算見込みをベースに予算額を見積もっているという状況になりますが、まず個人市民税につきましては、主な増額している要因といたしましてはまず納税義務者数の増があります。また、1人当たりの納税額につきましては、厚生労働省の調査等も踏まえて、給与所得が伸びるであろうといったところ等も反映してこういった数字を出しているというところ です。また、法人市民税、こちらにつきましては、こちらでも令和4年度の決算見込みを踏まえて、それに近い数字ということで予算計上を行っております。また、固定資産税、都市計画税につきましては、まちづくりが進む中、土地区画整理事業の進捗等に合わせ、主に建物、こちらの新築等が見込まれるというあたりで前年度に対して11億5,000万円の増といった形で予算を計上しているという状況でございます。以上です。

○阿比留 コロナで経済があまり伸びていないという世の中の動きですとか、5月から5類相当になって、国、県の補助金というんでしょうか、支出金も少なくなってくるであろうということとか、今後少子化で人口も減っていくだろうという見積りの中で毎年毎年こういうふうにならなくていいとは思いますが、新しい事業、継続的になっていく事業が結構入ってきていますので、今後税収が落ちたときに今継続で開始したものが維持できるのかというところを若干心配しているわけですし、今年30億増えたからといってどんと使い始めたら、何年後かにそれがボディーブローのように効いてきて、結局ほかの財政をたたいてくるということで、本当にそんなに経済が今上向しているのかというのがちょっと非常に不安な感じをしております。当然何らかの状況が変われば補正でいろいろ変更はされるとは思いますが、そこら辺をしっかりと見ていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、危機管理のことについてちょっと伺います。情報管理システムで500万円ほど計上されていますけれども、これはハードなのか、ソフトなのか、運用でかかるのか、そこら辺の内訳を教えてください。

○危機管理政策課長 御質問のありました危機事象に関する情報管理システムでございますが、債務負担行為を組ませていただきまして、令和5年4月1日から運用を開始する予定でございます。現在最終チェックをしているところでございます。こちらについては、クラウド上のシステムを使いまして、情報の管理、または情報発信を行う管理システムでございます。様々な情報が集まってきたものを地図情報上に集約いたしまして、市内全域でどういう事象が起きていて、どの程度復旧さ

れているのかというものを可視化できるようなシステムでございます。また、もう一つ、情報の収集でございますが、SNS上にアップされています柏市の情報の中から災害に関するものをAIを使いまして収集しまして、その入っている情報、またはそこに映っている動画、写真などを見まして、職員のほうで判断して、それを道路部門ですとか水道部門、下水道部門、そういったところに調査をするように依頼するというような情報の収集、管理、発信、この3つを行うシステムを4月1日から稼働する予定でございます。以上です。

○阿比留 稼働は理解しましたが、その500万円が機材の購入に充てられるのか、クラウドという話でしたので、アプリのリースに何かかかるのか、市役所として何台ぐらいそれを持つことになるのか、民間の人が同じようなそのアプリを入れて使えるようになる、それでデータを入力するのか、そこら辺のつながりがちょっとよく見えていないので、そこを教えてください。

○危機管理政策課長 まず、予算の内訳でございますが、先ほど言いました情報の収集部門、こちらにつきましては、導入経費は特にはかかりませんが、1年間で10万5,600円、これがシステムを使う運用費でございます。情報の管理システム、発信システムのほうでございますが、当初の導入経費につきましては231万円かかります。また、運用経費につきましては、1年間で272万円が経費としてかかります。こちらのシステムにつきましては、情報管理システムのほうにつきましては、特にアカウントの制約とかはございませんので、最大全部署でも同時に使えるというような管理になっております。また、収集システムにつきましては、一応危機管理部で、1部で情報を集めるという想定で今この契約をしております。市民の方がこちらにアクセスできるかという質問につきましては、これは一応市のほうで管理をしておりますので、使うことはできないんですが、ただ市民側のメリットとしましては、例えば災害時に地図情報で避難所がどこにあるかというのを探して、一番近いところをピックアップしたりですとか、そこに避難する場合には、GPSを御利用者の方が使っていれば、そこまで一番短距離で道案内をする、そういったような市民の使い方は用意してございます。以上です。

○阿比留 分かりました。

最後は、これ要望ですけれども、先ほど平和啓発事業の話がありまして、戦争反対をもっと広めろというような意見もございましたが、反対を教えるだけでは平和にはなりませんので、そこもしっかりバランスの取れた事業を推進していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○渡部 では、議案第16号の予算について伺いたいと思います。全体的なその歳入のことなんですけれども、地方交付税について、昨年度より予算の段階で多分5億円低い予算になっていると思っておりますけれども、地方交付税がこの減額で計上されたという理由についてお示してください。

○財政課長 こちらにつきましては、私どものほうで試算をした結果となっております。減額した主な理由としましては、その他の一般財源、特に市税ですけれども、

こういったものが伸びているといったところを考慮して5億円減の24億円を計上しているという状況になっております。以上です。

○渡部 非常に試算するのって恐らく難しいんだらうなというふうには思いましたが、国のほうの地方財政計画では、前年同比でたしかプラスの1.7%なんです。柏市の市税の伸びがもちろんその地方交付税には影響するとは思いますが、国のほうの地方財政計画のこの伸び、これも当然ながら算定して、それを考慮して算定したということでしょうか。

○財政課長 おっしゃるとおり、国のほうの地方財政計画、こちらの状況なども勘案して予算計上額を決定したというところがございます。

○渡部 次に、財政調整基金について伺います。これも本会議では結構議論になっていましたけれども、柏市はそもそもこの財政調整基金については、積立額の目標というのは持っているのでしょうか。

○財政課長 こちらは、具体的な目標ということではないんですけれども、財政調整基金、災害等への対応で財源調整の機能を果たすということで、一定程度の残高は確保する必要があるだろうということで、運用、活用を図っているところです。具体的には、一般的に各団体の標準財政規模の10%から20%が適当と言われておまして、柏市では少なくとも10%程度は目安として確保していきたいということで活用、運用を図っているというところがございます。以上です。

○渡部 もちろん財政調整基金がゼロでいいとは思いませんけれども、やはり過大な基金になっているのではないかと感じます。

それで、標準財政規模と今お話ありました。恐らく毎年標準財政規模というのは当然ながら変わるのかなとは思いますが、標準財政規模、令和4年でいざばどのくらいの金額になるのでしょうか。

○財政課長 令和4年度ですが、交付税のほうの再算定ということが行われて、その再算定後の数字ですけれども、標準財政規模は約846億円ということになっております。以上です。

○渡部 いろんな自治体の情報なんか見ますと、例えば5%から10%という数字を目にしたときもあります。10%と20%じゃ、これ倍違うわけですし、10%を本当に常に積んでおく必要があるのかなというところでは疑問を持っています。もっと有効にいろんな事業に活用すべきだというふうに私どもは思います。

それで、その金額の考え方なんですけれども、決算剰余金を編入した前なのか後なのかはどちらでしょうか。

○財政課長 こちらは、基本的には決算の数字で確保していくというのが必要かと考えています。しかしながら、予算を組むに当たっても、予算どおりに執行した場合に一定程度の残高を確保する必要があるであろうということで、予算を組む段階でもその残高が10%程度は確保できるようにということで調整を図っているところです。以上です。

○渡部 基金の在り方というのは、今後も議論していきたいなというふうに思いま

す。それで、予算を編成するときのマイナス5%のシーリングなんですけども、本会議でもこれ議論になっていました。柏市としては、このマイナス5%シーリングというのをどんなふうに。これ予算編成時の基本的な考え方にしているのか。かつては10%マイナスと言っていた時期もあったと思います。この辺についての説明をお願いします。

○財政課長 まず、令和5年度当初予算編成に当たってのシーリングの考え方ですけども、こちらも本会議で市長から答弁があったかと思いますが、基本的には経常的な経費のうち、政策的な経費であったりとか義務的経費、人件費、公債費、扶助費ですけども、こういったものを除いた経常的な経費というのを対象経費としております。令和5年度については、対象経費については5%、前年度の予算に対して5%削減、こちらを目標として要求上限額ということで設定したところでございます。あと、過去の取組につきましては、10%というお言葉があったんですけど、ちょっと近年の状況を確認したところ、10%というところまでは確認できなかったんですけども、この調べた範囲では、平成26年度以降は少なくともこういったマイナスシーリングというのは実施していると。率については、年度によって違いがあるので、ここではちょっと具体は申し上げられませんが、おおむね5%であったり3%であったりといったシーリングをかけているという実績は確認できたところではあります。以上です。

○渡部 たしか千葉県は今も10%シーリングだと思うんです。もちろん全てではないと思うんですけども、予算編成するときの考え方として、もちろん柏市も一律に考えているのではないと思いますが、必要なところには本当に必要な予算が必要だと思います。そういった予算を編成する検討の過程というのは、私たちは知ることってできるんでしょうか。それとも、やっぱり内部の協議事項で、そこまでは公開されないものなんでしょうか。

○財政課長 予算編成の検討状況、編成過程の公表ということでは、ホームページのほうで公表させていただいているところなんですけども、おっしゃるとおり、こういった細かい点までは出していないで、例えば部局別に予算要求額が政策経費も含めてどの程度あったとか、それに対して予算額が最終的に幾らになったといった内容での公開はしているという状況でございます。以上です。

○渡部 できる限り情報が公開されて、私たちもそういう検討の過程が分かって、チェックできるといいなとちょっと思いました。

それで、これも全体的なことなんですけども、人事課のほうに伺いたいと思います。職員の定数なんですけども、新年度、新たな事業ですとか、今後柏市が児童相談所の設置とかで、職員は定数も増えましたし、増えてくるのではないかなと思いますけども、これまで正規の職員と会計年度任用職員の比率というのが柏市の場合は50対50にかなり近かったと思います。それで、特に会計年度の任用職員の比率が高いわけなんですけども、新年度は比率で言いますとどういふふうになるのでしょうか。

○次長兼人事課長 委員おっしゃるとおり、令和4年度の当初の数字では、正規職

員が2,922人、会計年度任用職員が2,928人ということで、正規と会計年度の比率はほぼ同じというような状況になっております。令和5年度につきましては、まだ予算が執行されていないということや、人事課以外の担当課のほうで採用というものがございまして、正式な数字というの出せないところではあるんですが、令和5年の2月現在におきまして、この数字で会計年度任用職員が3,083人ということになります。令和5年度についてもこの数字に近い方の採用ということになるんじゃないかというふうに考えておきまして、そうした場合、大体比率が同じぐらいか、もしくは正規49に対して会計年度51ぐらいの数字になるのではないかというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 継続的な仕事の場合、例えば半年とか1年で完結するような仕事ではなく同じ仕事に長い間、長いこと従事するという場合、やはり私は会計年度ではなく積極的に正規職員を採用すべきだというふうに思います。それが市民サービスの向上にもなるし、会計年度の方の賃金のことを考えたときにそれでいいのかなとちょっと常々疑問には思うんですけども、例えば退職者不補充の方針があって、柏市は現業退職者不補充のままだと思います。それで、これまで議会での質問の中では、その方針を今すぐ変えるわけではないけど検証は行うというのが市長答弁でした。この退職者不補充に関しては、やはりどこかできちんと、その効果ですとか、費用のこと、効果のこと、市民サービスの観点で検証すべきだと思うんですが、これはもうなされているのか、また新年度やるのか、この比率も含めてちょっと御答弁いただきたいと思います。

○**次長兼人事課長** 退職者不補充に伴いまして、その分を委託ということで対応しているところですが、こども部の保育園の給食であったり、環境部の収集業務、土木部の道路サービス関係について委託化を行っているところですが、現在のところ、委託前と比較しまして変わらず業務が行われているということで担当課から伺っておりますので、今現在のところ、このまま退職者不補充に伴って委託を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 委託の問題については、本会議でもいろいろ出ていますので、やはりしっかりとした検証をまずやっていただきたいなというふうには思います。

それで、細かい予算の内容について何点か伺いたいと思いますが、私は概要版のほうから質問したいと思います。概要版の36ページの発災後72時間を乗り切る体制のことなんですけども、備蓄品については柏市も計画的に配備をしていると思います。当然目標を持って、それに沿って充足率を高めていると思うんですけども、新年度、防災備蓄に関しては、その充足率はどのような状況になるのでしょうか。

○**防災安全課長** 備蓄品につきましては、令和2年から5か年の計画で、平成30年度アセスメント調査を基に整備を進めております。来年度、令和7年度以降の備蓄品の何が必要なのかも含め、あと数がどのぐらい必要なのかも含め、防災アセスメント調査を実施する予定で予算計上させていただいております。以上です。

○**渡部** 包括外部監査で指摘された中で、市民に対しては3日間の水や食料をちゃ

んと確保してくださいねというふうに言っています。包括外部監査の中で指摘されているのは、消防局や柏市の上下水道局等を含めた職員に対しては、本庁舎等において食料品の備蓄がなされておらず、個人が72時間分の食料などを準備して、個人のロッカーで保管するように決められているが、これはおかしいんじゃないかという指摘が外部監査からされています。職員の方が災害のときには、本当に家族、家庭を顧みず、優先して任務に当たるということが考えられるわけですよ。そういう職員の生命等の維持のためにも、必要な備蓄は市のほうで実施すべきであるというふうな外部監査の指摘がありますけれども、こういうことは、柏市の防災のほうでは、災害のとき、それに従事する職員の備蓄についてはどういうふうに考えていて、新年度はそれが改善されるんでしょうか。

○防災安全課長 包括外部監査の中で指摘がございます。現状としまして、今現在職員用の災害対応に向けた際の備蓄品、食料は用意してございません。各職員には各自参集の際に1日分の食料を持って参集するよという形で、各部局マニュアルだとか、そういうところにはお示しさせていただいております。現在、先ほど1問目でもちょっとお話しさせていただいたんですが、実際市民向けの市民の皆さんに対する備蓄品が平成30年度のアセスメント調査の段階で不足しているという状況がございますので、それを令和6年度までで食料を完備する予定です。その後に職員のものについても、必要なかどうかも含め、実際職員向けの食料を備蓄している自治体というのが大体50、50、半々ぐらいで、調査をしてみますと、そのような状況でございます。なので、まずは今現在は市民向けの備蓄を用意するということと考えているところでございます。以上です。

○渡部 もちろん市民ですとか弱者とか、優先順位はありますが、災害のときに従事する職員の食料を個人任せにして、それぞれロッカーで保管してくださいみたいな、それでいいのかなとちょっと思いました。今他市の状況なんかも調べられているようですから、やはりそこはきちんと、職員用の水、食料、これはしっかりと備蓄していただきたいなというふうに思います。これは、これ以上あれですから、要望で結構です。

概要版の37ページ、女性特有の課題に対応した防災資機材の配備、非常に大事な視点だなというふうに思いました。それで、これは女性からの、特に授乳ケープの提案なんですけども、これは例えば女性職員とか、どなたかの提案だったんでしょうか。

○防災安全課長 今現在、私ども防災安全課の約3割は女性の職員でございます。その中で、グループワークみたいな形で来年度に向けて女性向けの備蓄品を整備していこうというような投げかけをしたところ、職員の中からこういったものが必要だろうと、併せて離乳食も必要だろうというような意見が職員の中から出てきた状況でございます。ですので、自治体によって様々、女性特有の資機材がございますが、今現在の柏市ですと、おむつだとか、液体ミルクだとか、生理用品等も整備しておりますが、こういった授乳ケープを含め、離乳食を含め、今後こういったもの

を充実させていければなというふうに思っています。以上です。

○**渡部** やはり女性の視点も非常に大事だなと思いました。それで、今3割は女性職員ということでしたけれども、例えば管理職の中に女性職員はいらっしゃるのでしょうか。

○**防災安全課長** 防災安全課の中に管理職はおりません。担当リーダーに女性がおります。以上です。

○**渡部** 市長も積極的に女性の管理職を登用していきたいというふうな答弁もありましたので、やはり防災の部分についても、女性の管理職の登用とかも積極的になされるといいなど。今後にはそれは期待したいと思います。

概要版38ページの、これは消防のほうになります。自家用給油取扱所整備事業、これ令和5年が設計になっています。この財源の内訳をちょっと教えていただきたいんですが、補助金はないということでしょうか。

○**企画総務課長** 補助金はありません。以上です。

○**渡部** 来年が今度は建築工事になりますよね。この建築工事は、大体おおよそ概算で、入札とかがあるでしょうから、大体こういうものを造るときにはどのくらいの費用がかかると想定されるのか、そのときの補助金があるのかないのかも併せてお示してください。

○**企画総務課長** 実際のところ設計してみないと分からないところなんですけれども、他市の工事実績で約5,000万円ぐらいと聞いております。現在物価の高騰などの状況から、6年度の工事では6,000万円程度を想定しております。また、この工事についての補助金や交付金等、こちらもないとなっております。以上です。

○**渡部** こういう大事な事業に何で補助金とか交付金がないのかなということは、ちょっと非常に疑問に感じました。

それで、給油の対象なんですけども、この説明の中に書かれている以外にも、例えば他の公用車、市の消防ではない公用車についても対象になるのか、それと消防車の給油の状況も、ここを常時恐らく使うのではないと思いますけども、日常的なその給油の状況はどうなるのでしょうか。

○**企画総務課長** 基本的に大規模災害の発生時には人命救出が最優先となるため、消防車両が最優先として使用することを考えているんですが、消防活動が収束した後は臨機応変に活用するというふうに考えております。また、燃料なんですけども、こちらは富勢分署に併設する消防訓練センターに整備する予定となっております。ふだんは訓練センターに出向する車両のみに給油を行い、燃料が経年劣化しないように、一定量を常に使用を予定しているところです。通常の給油については、これまでどおり近くのガソリンスタンドで給油をする予定としております。以上です。

○**渡部** 東日本日本大震災のときもそうでしたけれども、ガソリンスタンドに車の長い列ができて、なかなか給油ができなかったという経験は多くの方がお持ちだと思います。それで、こういう施設というのは本当に大事だなと思うんですけども、

なぜこれが令和5年度の予算なのかなというところもちよっと改めて疑問に思ったんです。先ほど建設工事については他市の事例からというお話もありましたけれども、こういった給湯所というのは、消防で持っているというところも結構あるんでしょうか。

○企画総務課長 近隣市では、船橋市、松戸市、市川市などが整備しております。以上です。

○渡部 もっと早くに造れなかったのかなとちよっと思ったんですけども、この時期になった理由というのが何かあるんでしょうか。やはり他市の状況を見て柏市も造らなきゃいけないなと考えたのか、要望していたけども、なかなかうんと言ってもらえなかったのかとか、その辺のことをお答えいただければと思います。

○企画総務課長 東日本大震災の後から市の中では自家用給油取扱所の整備については協議を行ってまいりました。大規模災害時の燃料確保は、千葉県石油商業協同組合の柏支部との間で協定を締結しておりまして、実際に東日本大震災の当時は燃料の供給に協力していただいたところです。しかしながら、近年市内の給油取扱所が減少傾向にあるため、災害発生時の燃料不足が危惧されるために、安定した給油体制を確保するため、次年度から整備を進めることとしたところです。以上です。

○渡部 繰り返しになりますけども、もっと早くにこういう施設ができていたほうがよかったんじゃないかなというふうにちよっと思いました。

それで、同じ消防の今度は警防課に伺いたいと思います。先ほども消防車ですか資機材の更新で新年度は5台ということでありました。これは、当初予算では5台だけでも、例えば途中で補正などが出るという可能性はあるんでしょうか。

○参事兼警防課長 当初予算のほうでは5台計上しておりまして、本来の計画では9台あったところです。ただ、コロナの影響、それから日野自動車の不正問題がございまして、来年度消防車のベースとなるシャシーの確保が困難であると、見通しのめどが立っていないという状況で、5台は先送りしたところです。今後消防車両のほうで安定して供給をされるようになれば、そういった補正ですとかも考えていきたいと思っております。以上です。

○渡部 コミュニティバスもそうですけども、日野自動車のデータ改ざんというのはいろんなところに影響を及ぼして、こういう消防のところでも、本来だったら9台更新したいけれども、車両が確保できないから5台の計上だというお話だったんじゃないかと思えます。それで、心配されるのは、これも包括外部監査での指摘ですけれども、更新の基準はあるけれども、例えば高規格の救急自動車、通常6年から8年で更新するけれども、経過年数が10年の更新があったと、こういうふうに更新基準を超えていたという指摘がありましたけれども、これについてちよっと御説明ください。

○参事兼警防課長 該当の車両は、光ヶ丘分署の救急車になります。計画に定める救急車の更新基準は、おっしゃったとおり6年から8年、また走行距離を16万キロとしておりますので、御意見をいただいたとおり、時期は2年経過していたんです

が、走行距離にあつては約14万6,000キロでの更新でしたので、こちらは更新基準値の範囲内というふうになります。それで、もともとこの救急車は平成24年4月の手賀分署の開所に合わせて配備をいたしました。ただ、手賀分署は救急の出場件数が少ないため、ほかの救急車の距離というか、使用頻度を合わせるために、6年後の平成30年の5月に光ケ丘分署と配置替えを行いました。そのときの距離が3万3,000キロということで、それほど傷んでない状況での配置替えです。その後、約4年間、光ケ丘分署で使用し、更新したもので、この更新は計画どおりで、特に安全性についても問題はございません。以上です。

○**渡部** コロナの影響で救急搬送は急激に増えていると思います。また、今後例えばコロナが収まっても、高齢者の救急搬送の増大も心配されます。古い消防年報なんか見ますと、もう倍になっているなど、ちょっと数字を見て思いました。それで今更新基準というお話がありました。更新基準については、定期的に見直されていて、他市と比較すると、微妙にその年数とかが違うわけです。年数ですとか、出動回数ですとか、走行距離だとか、いろんなことを勘案してこの更新時期というのは決めるんだと思いますけども、今回のこの更新計画、更新の基準の見直しというのはいつになるのでしょうか。

○**参事兼警防課長** 今回の見直しが令和6年度、来年度になりますので、基本的に距離、年数に関してはこれまでどおりでやっていこうかと考えておりますが、また財源なんかも加味しながら見直しをしてまいりたいと思っております。以上です。

○**渡部** 職員の方が本当に不安なく業務に携われるように、当たれるようにしていただきたいなど。そういう計画にしていきたいなと思います。

消防については最後なんですけど、女性消防職員、先ほど防災のほうで3分の1が女性ということでありました。消防は、どうしてもその任務の性格上、女性は少ないと思いますが、ただ柏市としては女性消防職員を増やすようなことに努力されていると思います。消防庁の女性活躍ガイドラインを見ますと、全国の11の取組の中に柏市も入っているんです。これ調べたときに、私もちょっと誇らしいなど、そんな気持ちになりました。新年度、女性職員は増えるのでしょうか。

○**消防職員課長** 来年度の女性職員については、1名採用が今現在決定しております。以上です。

○**渡部** 比率については増えるのでしょうか。多分全国的な比率は3.2%というのが平均かと思います。柏市は比率高いほうですけども、女性消防職員の比率というのは何%でしょうか。

○**消防職員課長** 女性消防職員の比率については、柏市においては消防職員全体の女性職員の割合が5.4%になっておりまして、全国平均が委員がおっしゃったとおり3.2%となっております。総務省消防庁の女性活躍ガイドラインでは、令和8年度までに5%が目標となっておりますけれども、今現在柏市はその水準を超えている状況であります。以上になります。

○**渡部** さらに上の自治体もあるわけですから、柏市としても努力はしていただき

たいなと思いました。

それで、その全国の資料の中に出ていた女性活躍ガイドブックの中でも、男性と全く同じような活動はできないけれども、女性の資質や個人の特性を生かすことで市民の方々にプラスに働くことがあるということが分かったという女性消防吏員の方の声が紹介されていて、本当にそのとおりだなと思いました。ぜひこれからもさらに増やすような努力をお願いしたいと思います。

あともうちょっとです。概要版の41ページの公共施設等総合管理計画についてです。委託費用が計上されていますけれども、その内容についてお示してください。

○資産管理課長 この公共施設等総合管理計画策定事業の概要につきましては、平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画、第1期計画が、計画期間、見直し期間としては、令和7年度をもって10年間の計画期間を終了いたします。それで、令和8年度から第2期を予定しておりましたが、そちらを1年策定を前倒ししまして、来年度の令和5年、6年度、2か年度を駆けまして、新たな計画、第2期計画の策定をする内容となっております。以上です。

○渡部 確認なんですけども、これまでこの公共施設等総合管理計画で委託してつくったものは、施設の白書、基本方針の第1期計画、今おっしゃったやつですね。それと個別施設の再編方針、この3つ目はなかったかなと思うんですけども、それぞれ委託してつくられたものでしょうか。その場合は、委託先はどこだったのか、それぞれについてお示してください。

○資産管理課長 現在計画期間に入っております第1期の計画につきましては、冊子でいいますと、施設白書編、基本方針編、個別支援、施設再編方針という、委員御指摘のとおり3種類冊子がございます。これの作成に当たりましては、施設白書編、基本方針編の策定につきましては、プロポーザル方式で受託者を選定いたしまして、株式会社三菱総合研究所、こちらのほうに委託して策定をいたしました。もう一つの個別施設再編方針につきましては、先ほどの基本方針編に基づきまして、職員、柏市のみで策定をいたしました。印刷に関しては、市内の印刷業者のほうに委託いたしました。以上です。

○渡部 今回は、委託費用ですから、市の職員がつくらずに、契約して委託するのかなと思いましたが、市の職員でつくるということは、これは難しい、無理なんですか。

○資産管理課長 無理という問いに対しては、不可能ではない、無理ではないと思います。ただし、この計画の見直し、策定に当たりましては、特にこの公共施設の総合管理計画につきましては、市内全部の公共施設についての基本データの収集から、また第1期計画からの計画の進捗状況、そして最新の社会情勢等、あらゆるデータを収集して、そのデータを分析するところから始めなければならないものですから、市独自で、市職員でそういうところから取りかかるといえるところはかなり厳しいと考えておまして、その部分についてを含めて策定支援について業務委託をする考えでおります。以上です。

○渡部 既にもう廃止になった公共施設もあろうかと思えますけども、やはり市民に丁寧に説明して合意を取りながらというのがこれまでの答弁でもありました。一律13%カットということではなく、やはり必要な施設は残しておいてほしいなと思いますし、市民目線に立った新たな計画をつくっていただきたいなというふうに思います。これは要望です。以上です。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時20分休憩

○

午後 2時29分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○田中 何点か伺います。防災のほうをちょっと伺います。まず、自主防災組織の組織率というか、その辺を分かたらちょっとお示しいただきたいと思います。

○防災安全課長 自主防災組織の組織率でございますが、市内に町会数が296町会ございますが、その中で224の団体ができてございますので、おおむね85%の組織率となっております。以上です。

○田中 防災安全課としては100%ベースを目指したいと思うんですけども、この85%をどのように捉えていますか。

○防災安全課長 こちらのまだ未整備のところというのが、例えばマンションが主立っておりますので、やはりそのマンション防災という部分と一戸建てが並ぶような防災組織の固まりがやっぱり若干違うのかなというふうには思っているところでございます。以上です。

○田中 マンションだと、隣近所の付き合いというか、その辺が希薄というか、付き合いが薄いので、なかなかその辺が進まないのかなというような思いもしますが、しっかりまた取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、36ページの安心安全のところ、先ほども議論があったんですけども、備蓄物資の入替えの補充を進めるというふうに書いてあるんですが、期限切れの備蓄物質の取扱いといいますか、その辺はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

○防災安全課長 期限切れのものとして、主立ったものとしては食料がございしますが、食料につきましては、これまで5年物を主に入れておりましたが、最近では7年物が結構出てきておりますので、そういったところで延ばしてはございますが、期限切れのものにつきましては、年度末近くになりまして、毎年市内小中学校に防災教育を兼ねて配布したりですとか、あと市のホームページで、市民活動団体だとか、そういうところへ配布できますよということで、有効に使えるような形で御案内しているところでございます。以上です。

○田中 なるべく無駄をなくすというか、例えば町会で防災訓練をやるといったときに、そういった物資というか、その辺も回してあげれば、実際避難したときにこ

ういう食料を食べるんだとかという実体験ができるというふうに思いますので、その辺も考えていただければなというふうに思います。

あと、ペット同行避難なんですが、各避難所に整備するというふうには書いてあるんですけども、1避難場所で大体何頭ぐらいというか、それぞれ広さがあると思うんですけども、どの辺を想定しているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○防災安全課長 こちらについては、今年度、もう年度間際ですが、おおむね場所等が決定しまして、20の近隣センターと市内20の中学校それぞれにスペースを設けるということで、おおむね場所と各建物のスペースについては決まったところがございます。大きさというところですが、近隣センター20か所にそれぞれつくるとなると、1部屋使えるところもあれば、廊下の片隅というんでしょうか、隅っこというんでしょうか、そういうところもございますので、やはりそこは各施設のキャパによるのかなというところがございましたので、市内の中学校21校にも拡大しまして、21校につきましては各教室、1教室をそのスペースとして取るような形で考えてございます。以上です。

○田中 主に中学校を想定して考えられているということによろしいでしょうか。

○防災安全課長 柏市の場合ですと、地震よりもやはり風水害の被害というものがまず考えられます。そのときに、風水害の際、最初に開ける避難所というのが近隣センターになります。ですので、まず近隣センターを開けたとき、ある程度キャパオーバーになってしまったときに、次に中学校を開けるというような形で考えてございますので、まずは近隣センターを開けた上での中学校という段階で考えてございます。以上です。

○田中 近隣センターも、体育館がある近隣センターもあれば、すごく狭い近隣センターもありますし、一律にはいかないというふうに思うんですけども、その辺の対応というか、考えられているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○防災安全課長 まさしく体育館が併設しているところもあれば、多目的ルーム的なぐらいの大きさのところもございますので、そこはやはりその避難された方の数に応じて、速やかに次の避難所として中学校が開けられるような体制は教育委員会と常に話しております。以上です。

○田中 最後に、40ページのデジタル社会のところの公共施設のWi-Fi環境整備について伺いたいと思います。今現状どうなんでしょう。近隣センター全て使えるようになっているのか、ちょっと現状をお示しいただければと思います。

○DX推進課長 近隣センターの現状のWi-Fiにつきましては、災害時の情報収集の観点から、地区災害対策本部を設置する近隣センターのロビー周辺にWi-Fiを設置しております。以上でございます。

○田中 今全ての近隣センターに配備されているのかどうなのかというところですが。

○DX推進課長 全ての近隣センターではなくて、ふるさと協議会の拠点がある近隣センターに設置しております。以上です。

○田中 ふる協の中心拠点というか、そういう考え方ですか。

○D X推進課長 おっしゃるとおりでして、例えば田中地区でございますと、田中近隣センターが地区災害対策本部の拠点になっておりますが、その田中エリアにはほかに北部近隣センターですとか柏ビレジ近隣センターがございます。その北部近隣センターですとか柏ビレジ近隣センターはまだ整備されておられませんので、令和5年度にその全ての近隣センターにおいてもWi-Fiを整備していく予定でございます。以上でございます。

○田中 では、いずれは全ての近隣センターに配備していくという、計画的にやっていくということよろしいのでしょうか。

○D X推進課長 委員御指摘のとおり、令和5年度に全ての近隣センターの貸出しスペース、公共スペースにWi-Fi環境を整備いたします。工事の予定としましては、夏から秋にかけて行っていきたくと考えております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第16号、令和5年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第11号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となっております議案第2区分については、議案第11号について、今年度の補正予算につきましてお尋ねいたします。まず、消防庁舎の維持管理事業でございますが、今回増額補正をされておられますけれども、その増額理由についてお示してください。

○企画総務課長 こちらの増額については、物価高騰に伴い、契約額が増加したためになります。歳入の補正につきましては、充当率100%の緊急防災・減災事業債を活用しているため、事業費の増額に合わせて地方債も増額したということになります。以上です。

○内田 その点は理解できました。

続きまして、消防車両、資機材等の更新についてでございますけれども、繰越明許費を設定されておられますが、その中でまず旅費というのがございますけれども、この旅費は何を想定されていますでしょうか。

○参事兼警防課長 繰越明許の設定をしました車は、空気充填車と申しまして、これは救助隊とか消防隊が屋内進入等をする際に空気呼吸器のボンベの空気を充填するものでございます。旅費につきましては、消防車両を製作するに当たって中間検査に行きますので、そのための検査旅費となります。以上です。

○内田 了解いたしました。

続きまして、消防団の出動手当の減額につきまして、減額理由についてお示しく下さい。

○消防団課長 消防団の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、当初予定していた消防団の行事がありますが、それが中止となりましたり、人数制限によって縮小して、それで不用額が生じて減額補正いたしました。以上となります。

○内田 消防団の訓練回数も併せて少なくなっているということなんですか。

○消防団課長 訓練につきましては、市内の消防操法大会がございます。こちらが中止となりまして、こちらに向けての訓練がなくなりましたので、主に減額補正はそのウエートがそちらになります。以上となります。

○内田 ということは、コロナの状況が落ち着いたので、新年度につきましては通常どおり行われるということになりますか。

○消防団課長 来年度につきましては、市内大会、操法大会を予定どおり実施する方向で予定しております。以上です。

○内田 分かりました。大会につきましては、消防団の負担がないような形も考慮していただきながら進めていっていただきたいと思います。

続きまして、庁舎の施設管理費の中で本庁舎のトイレの水栓化工事がございますが、資産管理課さんのほうにお尋ねいたしますけれども、このトイレ改修というのは具体的にどういったことになるのでしょうか。

○資産管理課長 今回繰越明許費の補正ということで上げさせていただいている庁舎施設等改修事業という事業になりますが、こちらは令和5年度に予定していた事業を前倒しして、本庁舎と、資産管理課が所管しております本庁舎別館、分庁舎などございますが、こちらのトイレの手洗い場の部分、水が出る部分をセンサーによって自動で開け閉めをする水栓化工事を行うものになっております。以上です。

○内田 そうなんですね。私ちょっと勘違いしていたのは、今時間で水が流れるようなシステムになってはいますが、それをセンサー、あるいは押しボタン式で流れるようにする、そういう改修なのかなと思っていたんですが、そういうわけじゃないみたいですね。ちょっと勘違いしていた中で質疑をするのも、失礼に当たったら申し訳ないんですが、現在のトイレの流し方については、センサー及びボタン方式に改修するという事は考えていないのでしょうか。

○資産管理課長 トイレの排水に関する方式というお尋ねなんですが、資産管理課のほうで所管している先ほどの各施設については、一部、例えば男性用の小便器用であると、センサー式、人が近づいて、離れると排水が行われるですとか、大便器のほうでもそういう場合がございます。あと、ほかの一般的なものは、トイレの上部にタンクがありまして、そこに水をためておく、そして一定時間がたつと、そのタンクから水を流して排水するという、大きく2つのパターンがあるんですが、今のところ、全てをセンサー式、もしくは全てをタンク式、どちらかに統一するという考えはございません。以上です。

○内田 本件の御答弁にございました水道のセンサー化についてでございますが、これは全ての水道についてセンサー化していくということになるのでしょうか。

○資産管理課長 今回の手洗い場所のセンサー化については、基本今回の工事において、所管する施設は全て水栓化ができるということになります。そして、先ほど申しました排水に関する水洗の方式については、先ほどと重複になりますけれども、タンク方式とセンサー方式、両方そのままの状態を維持していこうと考えております。以上です。

○内田 了解をいたしました。

続きまして、会計年度任用職員の管理事務についてでございますが、これは減額補正となっておりますけれども、その減額の理由についてお尋ねいたします。

○次長兼人事課長 こちらの予算、まず当初予算の計上でございますが、過去2年度分の会計年度任用職員の報酬額の決算額、こちらで算出をしているところです。そういったところ、今年度については支出が少なかったということでございます。こちらにつきまして人事課で持っている人件費につきましては、職員の産育休、急な退職であったり病気休暇、こういった取得によりまして、正規職員の代替として会計年度任用職員を充てるところなんです、そちらについて実際見込みより採用の人数が少なかったということでございます。以上です。

○内田 見込みに対して少なかったということなんです、見込みに対しての採用の率というのは何割ぐらいだったのでしょうか。

○次長兼人事課長 すみません。ちょっと今その資料がないので、すぐ算出できないので、後ほど御回答申し上げます。

○内田 お願いします。

そうすると、その会計年度任用職員については、期間を限定された時間で、いわゆるフルタイム型、パートタイム型に属さない、時間と期限を限定した形の会計年度任用職員の採用形態を想定されておりましたか。

○次長兼人事課長 先ほども申し上げましたけれども、職員の産育休、退職、病気休暇、これの代替職員であったりとか、臨時的に業務が発生した場合、その対応に対して職員を配置するということがございます。任用の時間数等につきましては、所属と相談したり、実際に名簿登載されている職員の状況を見まして、採用しているということになります。以上です。

○内田 会計年度職員の身分というのは大変不安定な状況にありますので、そういう意味では、今回減額補正ということでございましたけれども、私はやっぱり根本的な解決というのは、会計年度任用職員を希望する方については、採用形態を、採用試験を通じて採用していく、あるいは職員を増やしていく、そういうことでしかやっぱり解決の道はないのかなというふうに思っていますので、強くその点を要望いたします。以上をもちまして、私の議案第2区分、議案第11号に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○上橋 会計年度職員を産休や退職した職員、あるいは会計年度職員の補充で採用されるわけですが、単にパソコンを使う技術がある程度では、採用してすぐには仕事ができないんじゃないかという気がするんです、ある程度自治体の事務についての基本的な知識がないと。こういう会計年度任用職員の人材のソースといいますか、どこから人を確保していますか。一般募集ですか。

○次長兼人事課長 主に柏市のホームページから募集をかけておりまして、そちらのほうから応募いただいているということになります。以上です。

○上橋 それで応募してこられた方はどうですか。自治体の仕事についてのある程度の知識か何かお持ちですか。

○次長兼人事課長 知識といいますか、他の自治体で働いていた方も中にはいらっしゃいますけれども、民間で経験されている方で、退職された後にこちらに採用されているということもございます。会計年度任用職員自体は、定型的な業務ということで、自治体の業務に携わったことがない方でも仕事をできるように対応しているところです。以上です。

○上橋 採用を決められて、実際に仕事に就いていただく間の訓練期間というのはあるんですか。

○次長兼人事課長 特に訓練期間というものはございませんので、採用された所属のほうでOJTなりを通して仕事のほうを教えていくということになります。

○上橋 短期間で、使い物になるという言い方は変ですけど、仕事なんかされるんでしょうかね。

○次長兼人事課長 先ほども申し上げましたように、定型的な業務ということで、状況に応じた判断が求められるような、そういったお仕事というものはないので、できるものと考えております。以上です。

○渡部 では、一般会計補正予算の中で私は国庫支出金の地方創生臨時交付金について伺いたいと思います。ここには35億円が示されていますけれども、これ最終的な金額ということでよろしいのでしょうか。

○財政課長 今回補正予算で増額を行っておりまして、最終的には35億5,000万円ということで予算計上しております。このほかに追加交付というのが見込まれておりまして、最終的には36億4,000万円ほどの令和4年度の収入になる見込みです。以上です。

○渡部 この交付金の限度額というのは幾らなんでしょうか。

○**財政課長** これまでに国から示されている令和4年度の交付限度額、総額では約45億6,000万円という数字を示されております。以上です。

○**渡部** そうしますと、その差額についてはいつ予算計上されるのでしょうか。

○**財政課長** こちらは差額約9億円ほどになります。こちらについては、令和5年度に活用を図りたいということで今国のほうに申請をしているというところでございます。こちらについては令和5年度の補正予算の中で予算計上して活用を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○**渡部** これは確認なんですけども、国の第二次補正の中で、国庫補助事業の地方負担分、これが4,500億円、検査促進枠で3,000億円、これが第二次補正で増額された金額かなと思うんですけども、いわゆる地方単独事業、これについては第二次補正では計上されていないという方向なのでしょうか。

○**財政課長** そのとおりでございます。以上です。

○**渡部** そうすると、今後6月になるのか9月になるのか分かりませんが、補正予算が9億円は確実に計上されるのかなと思うんですけども、そのほか、コロナが収束しているように見えますけども、今後いろんな経済状況とかありますし、そうするとこの地方創生臨時交付金というのは決してなくなる交付金ではなくて、やはり充実されて地方に配分されるべきお金だというふうに思いますが、現時点での国の方向というのは、何かもし分かっていることがありましたらお示してください。

○**財政課長** あくまでも報道の範囲でございますが、政府において今お話のあった物価高騰対策等のための臨時交付金の追加交付について検討を始めたというような報道は目にしたところです。以上です。

○**渡部** ここに載らなかった分とか今回先ほど9億とかありました。いろんな事業に恐らく充当できるお金かと思えます。もちろん各課のヒアリングとか行って判断されて、事業をしていくんだと思えますけども、これまでも議会の中でもいろんな要望があったりしていると思えますので、やはりそれぞれの課の要望ですとか、あと議会なんかでも取り上げられていることですか、より市民のためになるというか、市民生活を守る立場での予算を今後とも計上していただきたいなど、そんなふうにお願ひしたいと思います。以上です。

○**阿比留** 国民健康保険への繰り出しの件についてちょっと伺います。国と県の負担金というのがありますが、実際に柏市の一般会計からはどのくらい出しているのでしょうか。

○**財政課長** 今回の令和4年度の2月補正予算では、国民健康保険事業特別会計への繰出金として11億1,898万8,000円を計上しているところです。このうち今お話のあった財源が対応する部分というのが1,898万8,000円ということになります。以上です。

○**阿比留** では、そのほとんどは国、県のお金ということですか。

○**財政課長** ちょっと説明が伝わりづらかったかと思えます。繰出金全体、今回は11億1,900万円ほど計上しているんですが、このうち国なり県の財源が当たる部分と

いうのが1,800万円ということでございまして、残る11億円については市のほうの単独費ということになっております。以上です。

○阿比留 一般的に基金に積み立てるのであれば数年分が必要だと思うんですが、国民健康保険を担当している部署と財政部の打合せというんでしょうか、その調整の中で、今年度の末で800円ぐらいしか何か残らないというような話の説明が本会議であったと思うんですが、このぎりぎりにしたところの考え方というのはどういうふうなことなんでしょうか。

○財政課長 本会議でも議論になったところでございますが、今回の11億円という繰り出しを出して基金に積んで、それを令和5年度で活用していくということで、5年度末の国保の財調の残高がほぼゼロになるというような説明であったかと思えます。本来であれば、翌年度以降の収支も見据えた形で繰り出しをしていくというのが本来望まれるところではあったんですが、翌年度以降の収支の見通し、保険料の見直しということの話も出ております。進めていくということをしておりますけれども、そちらの内容が固まっていないということもありまして、今の段階では令和5年度末で基金がなくなるというような形での11億円という金額での繰り出しをしたというところでございます。これは、いわゆる実際にこのまま予算が執行された場合には基金残高ゼロというかなり厳しい査定をしたと。見直しをして、保険料の見直しを含めた収支見通しを明らかにしていかななくてはいけないという意味ではかなり厳しい査定ということで財政部としては考えているというところでございます。以上です。

○阿比留 内情で言えるかどうかは分かりませんが、言える範囲で、これは国保を担当している部署からこのくらいでいいと来たのか、本当は再来年度以降の基金になるほど欲しいと言われたんだけども、財政部でこのくらいで切ったのか、そこら辺はどういうふうな調整がなされたんですか。

○財政課長 具体的な時系列での調整のやり取りというのは、言えないというか、はっきり御説明するほどきちんと記憶していないというところがあって、大変申し訳ないんですけれども、両部で調整をする中で最終的にはこの形に落ち着いたということで、本来であれば翌年度以降の収支も見通した計画的、段階的な対応ということで、年度当初から話をしていったんですけれども、最終的にはこの形に落ち着いたというような状況でございます。以上です。

○次長兼人事課長 先ほど内田委員に御回答できなかったものでございます。会計年度任用職員の関係でございまして、当初予算においては62名の採用を予定しておりました。実際実績としては50人の採用になっています。ただ、この50人の中で1年間を通した者のほかに短期間で採用している者がおりますので、なかなかちょっと率として出しにくいところではありますが、単純に大体50人なので、人数的には8割ぐらい採用となっているんですけれども、実際に中身を見ると、短期間、2か月とか1か月といったものもありますので、申し訳ないんですが、単純にちょっと率が出せないというところでございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第11号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市一般職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○上橋 では、質問します。特殊勤務手当を支給する理由として、著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務をするからですね、この児童相談所、あるいは一時保護所の業務が。児童相談所あるいは一時保護所の業務が今述べた勤務に該当するから出すんだということなんですけど、実際やっぱり児童相談所、一時保護所というのは、子供が暴れたりとか、何かそういう危険な業務なんでしょうか。あるいは、もう一つ、夜間勤務があるということが理由になっていますね。勤務の実態、どういうものでしょうか。

○給与厚生室長 委員からお尋ねのありました特殊勤務手当ということなんですけれども、確かに著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務が対象になりますということで御説明申し上げたところでございます。今回議案として上げさせていただいております児童相談所、一時保護所については、その業務がすなわちそのままこの著しく危険というところまでは考えておりませんが、一時保護所については、夜間も生活を共にするという形で職員が対応するというふうに聞いておりますので、その生活の場面において困難な勤務になるというような面があるのかなというふうには認識しているところでございます。以上です。

○上橋 主として夜間勤務を伴うということがこのたびの特殊勤務手当の支給の理由なんですか。夜間勤務ということですか。

○給与厚生室長 夜間勤務だけではなくて、児童相談所と夜間勤務を伴う一時保護所への、今現時点では開設をしていないので、研修派遣といったようなことでございますが、そちらが対象ということで認識しております。以上です。

○上橋 そうすると、対象というのは一時保護所のこと。他市の児童相談所に勤務する方にも出るんでしょう。今度子ども家庭総合支援センターを設置するために、柏市以外の自治体というか、こういう施設で働く職員を全員出すんでしょう、一律に。だから、夜間勤務じゃなくたって出すんでしょう。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○上橋 ということは、また最初の質問に戻っちゃうんだけど、基本的に児童相談所の勤務というのは大体きつい勤務なんだろうかとということを私は最初に聞いたんです。どうでしょうか。

○給与厚生室長 児童相談所の業務につきましては、報道などもなされておりますが、離職率も高かったりとかというような報道もなされておまして、保護者への対応とか、虐待への対応とか、子供さんへの対応ですとか、そういったようなことで困難な状況にあるというふうに認識しております。以上でございます。

○上橋 これらの勤務する場所というのは全部千葉県内でしょう。今柏の職員だってみんな柏に住んでいるわけじゃないんだけど、自宅から通勤できる範囲内の施設で勤務しておられるわけでしょう。

○給与厚生室長 千葉県ですとか、千葉市ですとか、そういったようなところ、あと今後は特別区ですとか、そういったようなところで研修派遣をしていくことになっております。

○上橋 だから、それは現在の自宅からみんな通える範囲かどうかということなんだけど。

○給与厚生室長 千葉県ですとか、千葉市ですとか、あと特別区ですとかということ聞いておりますので、職員の居住地から通える範囲のものという認識でございます。以上です。

○上橋 それと、ちょっとこれから離れるんだけど、今度の議会で、東日本大震災絡みで、かつて気仙沼とか石巻というの也被言われたっけ、市の職員が行ったことある、それからこれから福島県の浪江町に市の職員が救援に行くこともあると。こういう県外に大震災絡みで職員が派遣されるとき、こういう何か手当というのは出ていますか。

○給与厚生室長 今ちょっと確認できませんので、確認してから後ほどお答えしたいと思います。恐れ入ります。

○上橋 勤務が厳しいということでは、こっちのほうが厳しいのかなと思うんだけど、その辺のバランスがちょっと気になりましたので、質問いたしました。

○内田 では、議案第3区分の議案第1号、児童相談所、一時保護所に関する一般職職員給与条例の改正案についてお尋ねをいたします。まず、今回同様の改正を同じ中核市である船橋市が行っているんですが、船橋市の条例改正案の概要というものをお示してください。

○給与厚生室長 船橋市につきましては、同じ時期に議案を上程いたしますということで、担当者と情報交換をしておったところなんですけれども、議会の開会前の

状況で聞いておりましたのが、日額1,500円で設定しますよということで情報を把握しておりましたが、議会が開会いたしまして、改めて確認いたしましたところ、手当の額について、日額1,500円のほかに、当初はこちらで把握しておりませんでした一時保護所の夜勤について別途手当を設けるということで把握をいたしました。柏市の場合は730円ということなんですけれども、船橋市の場合は1回最大で3,550円というふうに伺っております。以上です。

○内田 これは自治体の判断で、法定ではなくて、自治体の判断で当然金額が決められるということでございますよね。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○内田 船橋市と比較すると、本市は低いという状況にありますけれども、この差というのはどういうところで出てくるのでしょうか。県と千葉市と船橋市と柏市で一定程度足並みを合わせていく必要もあるかと思うんですが、船橋市と本市の金額の違いというのはどう認識しておられますか。

○給与厚生室長 おっしゃったとおり、船橋市については同じ県内で、同じ中核市ということもございます。先ほど申し上げましたように、直前になって手当が、夜勤手当については当初計上しないというような方向性であるというふうに情報を把握しておったんですが、直前になってその手当がつきますということになりましたので、ちょっと待遇という点では、人材確保という点では大事なことかなというふうに思っておりますので、そちらについては、地域性とかもあると思うんですけれども、確かに低い状況にあるかなというふうに認識しております。以上です。

○内田 地域性と言いましたけれども、柏市と船橋市ではそんなに地域特性とか自治特性は変わらないと思っているんです。ですので、その点につきましては今後柏市も手当の引上げについて努力していただきたいです。

あと、ちょっと県に出向している職員の状況というのをお尋ねしたいんですが、県に出向している職員の待遇、身分というのは一体どうなっていますでしょうか。

○給与厚生室長 県に派遣されている職員につきましては、研修派遣という形態でございます。以上です。

○内田 では、千葉市に派遣している派遣形態はどうなっていますでしょうか。

○給与厚生室長 千葉市には人事交流という形で派遣をいたしております。以上です。

○内田 県に出向している職員と千葉市に出向している職員と、派遣形態が異なっているというのはどういった事情ですか。

○給与厚生室長 派遣の形態が違いますのは、平成29年度から千葉県については派遣を開始したところなんですけれども、この時点では本市における児童相談所の開設というところがそこまでは具体化しておらなかったような状況でございまして、県の要請等もありまして、研修派遣、県の事情により、中核市にも児童相談所を開設するよというふうな動きが出てまいったというふうなことで、要請的な側面もありまして、そのような形態になったというふうに聞いております。以上でござ

います。

○内田 県と千葉市に派遣している職員で手当の差というのは生じているんでしょうか。

○給与厚生室長 千葉県には研修派遣という形で職員が派遣されておりまして、特殊勤務手当というものを千葉県が支給しております。これは、千葉県の正規の職員については給料のほうで出すんですけれども、研修派遣で出ている他の自治体の職員について特殊勤務手当で対応するというものでございまして、月額470円、一月21日で換算しますと9,870円の特殊勤務手当、それから現在千葉市に人事交流という形で派遣されている職員につきましては、本議会に提出する前の従前の現在の特殊勤務手当、月額5,000円が支給されている状況でございます。以上になります。

○内田 そうすると、市費で出ているのがどっちになるんでしょうかね。他の自治体、派遣先の自治体から出ているのと本市が負担している手当分とか人件費分については、県と千葉市の状況をお示してください。

○給与厚生室長 県と市でいいますと、千葉市のほうが柏市が支出している状況になります。以上です。

○内田 ということは、県の派遣職員については県費という考え方でいいわけですね。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○内田 ちょっと確認したいことは、県に出向している職員は、県の職員と市から出向している職員の給与格差というのが生じているのか、同じように千葉市に出向している職員は、千葉市の職員と本市が派遣している職員の給与格差というのは生じているのかどうか、お尋ねします。

○給与厚生室長 千葉県のいわゆる県庁の職員と本市の職員で県に派遣されている職員では、委員のおっしゃるように給料、手当等に差があるという状況でございます。研修派遣で出ている職員につきましては、先ほど申したとおり、特殊勤務手当が約1万円出ていますということなんですけれども、県のほうは、福祉職の給料表が適用されたりとか、調整給の制度が適用されたりというようなこともございまして、特殊勤務手当以外の方法で支出されておりまして、参考といたしまして月額相当で2万311円ということでございます。以上でございます。

○内田 給与格差、手当格差というのは是正していただきたいと思えます。

それで、本市に児童相談所、一時保護所を開設した場合は、それらの職員は今回改正する手当をそのまま適用して支給するということになりますか。

○給与厚生室長 今回議案で上程させていただきました、そちらの手当を支給する予定でございますが、今まで申し上げてきましたように、他市の状況等もございまずので、他市の派遣の状況ですとか、人材確保の状況ですとか、そういったようなところを見極めまして、今後検討して柔軟な対応をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○内田 ありがとうございます。現状でも、県と千葉市と、今同じ時期に議案審査

しておられる船橋市と、この3縣市と比べると、本市の手当というのはすごく低いという状況にあります。今後開設して以降、柔軟な対応をしていただけるということです。そこには期待を寄せていきたいと思っておりますし、できれば早期に、県、千葉市、船橋市、柏市の中でやっぱり手当は高い水準を目指していただきたいところを指摘いたしまして、私の議案第3区分、議案第1号に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○**渡部** 私も船橋市の手当の話をして事前に聞きまして、ちょうど同じ時期に開設をする手当に結構差があるということで、人材の確保という点ではやっぱりそこを一番心配します。根戸にあります県の児童相談所も何度か視察に行ったこともありますし、かつてその職員だった方と話をしたこともあります。本当にきつい勤務なんです。特に相談の前の段階、調査ですとか指導もそうですし、いろんな御家庭、いろんな方を対象にしなければいけません。かなり相当経験もあって、大変な勤務で、なかなか継続できなかつたり、あとはメンタルで辞めざるを得ない、辞めてしまうという方のお話も聞きまして、私はその手当については、できれば船橋水準に上げていただいて、人材があまり流れないようにしていただきたいなということを思います。今の児童相談所で働いている方の実態とか、そういうのは当然ながら把握されていると思いますけれども、本当に新たに開設するところで、新しい職員でスタートするわけですから、長く働いてもらわなければいけません。そのための環境面、それとこういう手当の面、うまく児童相談所も一時保護所も回っていくための人の配置というのは、手当も含めて本当に十分に検討していただいて、これは今議案の上程ですから、これで私ども賛成しますけれども、やはり今後開設の前に見直すということも当然ながらもしかすると判断として出てくるのではないかというふうにちょっと思いました。普通に考えて、どちらにでも通えるようになったら、やはりお給料のいいほうが、通いやすいとかいろいろ条件あると思いますけれども、選択することとは大いにしてあることで、それは保育士の分野でもよく聞きます、船橋、あと松戸に流れていってしまうということが。ですから、今後柔軟に対応というお話が今ありましたので、ぜひそこは業務に見合っただ手当も支給されるということを実原則にさせていただきたいなと思います。ちょっと意見みたいなんですけど、もし何かありましたら。

○**総務部長** 今御指摘いただいたような内容を踏まえながら、給与面ですと私どもになるんですが、研修等々はこども部のこともあるので、そのほうとも連携しながら、今の予定だと、令和8年の開設ということなので、それに向けて準備してまいりたいと思います。以上です。

○**委員長** ほかに質疑はありませんか。――なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○**委員長** 議案第1号、柏市一般職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○給与厚生室長 先ほど上橋委員からお尋ねのあった大震災のところ、浪江も予定されておりますけれども、そちらの派遣者に対しての手当ということでお尋ねのあった件なんですけれども、ちょっと今確認させていただきましたところ、条件もあるんですけれども、単身赴任手当というのが出ているということでした。確認させていただきましたので、報告します。

○上橋 どれぐらいの額が出ているんでしょうか。

○給与厚生室長 大変恐れ入りますが、後ほど回答させていただきます。失礼いたします。

○委員長 以上で第3区分の審査を終了します。

次に、第4区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 3時28分休憩

○

午後 3時37分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○給与厚生室長 先ほど上橋委員からお尋ねのありました単身赴任手当の額についてお答えいたします。単身赴任手当なんですけれども、基本の額が3万円になっております。距離が100キロ以上ある場合に加算されまして、先ほどお話が出ました気仙沼の例ですと4万6,000円ということになっております。以上でございます。

○委員長 次に、議案第4区分、議案第8号、包括外部監査契約の締結についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第4区分の議案第8号、包括外部監査契約についてお尋ねいたします。対象となる方でございますけれども、この方の経歴書の関係でお尋ねいたしますが、2004年に株式会社ドールを退社されております。そして、2011年によつば総合法律事務所に入職されております。この間の経歴というのが経歴書から読み取れないんですが、どのようなことをなさっていたんでしょうか。

○DX推進課長 弁護士の資格を取得するために、法科大学院への通学と、あと司

法修習を受けていたと伺っております。以上です。

○内田 了解いたしました。可能ならば、そこら辺の経歴も記載しておいていただけるとありがたかったかなと思います。以上をもちまして、私の議案第4区分、議案第8号、包括部監査契約に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 包括外部監査の契約が出るときに、毎回議題になったり聞いたりはしていますが、一応私も原則的なこととか、基本的なことを伺っておきたいと思えます。監査人が監査をする項目を選ぶのは、その方に選んでもらうということだったと思えます、今まで。令和4年の包括外部監査もやっぱり大変参考になりました。それで、どんな項目を監査するのかということについての決定の過程とか、そこをもう一度御説明いただきたいと思えます。

○DX推進課長 まず、監査人のテーマの選定につきましては、専門家である包括外部監査人の方が自らの識見に基づきテーマを選定いたします。ただし、過去のテーマと重ならないようにするために、柏市の現状ですとか過去の監査テーマ、あとは内部監査の計画など情報提供して御検討いただいているところでございます。以上でございます。

○渡部 必ずその指摘事項とか意見書とかあります。それを柏市のほうでどんなふうに受け止めて、どう改善したのかという報告も出ます。その流れについて御説明ください。

○DX推進課長 監査人からいただいた御指摘、御意見につきましては、翌年度始まりましたらすぐに各担当部署のほうで対応を検討いたします。翌年度の秋をめどに措置の状況について公表しているところでございます。以上です。

○渡部 分かりました。私は会派の説明を受けるときに必ずこの外部監査人から直接意見をやり取りしたりというのを言っていました、どうやらそれは議会側で決めることなんだなということに、全部がそうか分かりませんが、ちょっと気がつきました。それで、自治体によっては、この外部監査の方の報告が出た後に議員が直接質問をしてやり取りをする。船橋なんかは本会議でやっていました。その後は委員会で、総務になることが多いのかな、やったりしていて、ただそれは議会側が実は決めることで、市のほうがそういうふうに設定するものではないのかなとちょっと思いました。それで、その辺の情報といいますか、船橋が今毎回やっているかどうかというのは私は分かりませんが、本会議で外部監査人に対してその報告書に基づいて質疑というのが行われていたのは、いろいろ議事録とかでは確認しているんですけども、通常同じ方が、船橋で監査人だった、監査をやりました、次に柏市にということもあるんじゃないかと思えます。そうすると、自治体によってその報告の仕方が、報告書だけの報告だったり、あるいは直接議員とやり取りをしているとか、そういう差がちょっとあるのかなという気もしまして、その点は議会の側も調べる必要があるなと思いましたが、行政としても、その報告について、どんなふうにその報告書のやり取りをしているのかということはずいぶん把握していただきたいなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○ **D X 推進課長** 今委員から御紹介ありました船橋市の事例でございますが、船橋市に確認したところ、平成25年までは行っていたということですが、現在は行っていないとの回答でございました。執行部としましては、ほかの自治体の運用を少し確認していきたいと考えております。以上です。

○ **委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○ **委員長** 議案第8号、包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○ **委員長** 以上で議案の審査を終了いたします。
次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

○ **委員長** 次に、専決処分についてを議題といたします。
50万円以上200万円以内の専決処分について、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。
では、報告をお願いします。

○ **債権管理課長** 報告書の1番、訴えの提起でございます。専決処分日が令和5年3月1日、価格が152万4,000円、相手方は株式会社仲組、白井市の会社でございます。請求の趣旨ですが、この会社なんですが、本市に対して未払いの市民税、県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に係る差押え債権ということで、この会社に勤めている従業員の給与差押えをしておりました。152万4,000円の金額を取り立てるといふことなんですけれども、そのうち104万4,000円については年5%、それから残り48万円に対しては年3%支払いをするまでに遅延損害金も支払えといふことの訴訟でございます。訴訟費用は相手方の負担とするという判決と仮執行の宣言を求めるといふことで、3月1日に訴訟を提起したところでございます。訴えの提起については以上です。

○ **委員長** 本件について質疑があれば、これを許します。

○ **内田** まず、今回対象となる債権でございますけど、全て強制徴収公債権になりますでしょうか。

○ **債権管理課長** 債権の種類ということですが、もともとは市県民税とか固定資産税とか滞納していたということではあるんですけれども、その方に対する滞納処分としてお給料、その勤めている会社がその従業員に対して払うのではなくって、柏市に対してその分を支払えというような差押えをしておったものですから、

それを柏市が取立てをする権利を有したということで、会社に対しては、会社は税金を滞納しているわけではないので、そういった意味では私債権ということになります。以上です。

○内田 そうすると、この会社は本来市に支払うべき滞納金について、給与も同時に従業員には支払っていたということになりますか。

○債権管理課長 この会社は、本来であれば、給料の全部ではないですけども、国税徴収法で定めた額については柏市に納めなければいけなかったところ、恐らくは従業員のほうに払ってしまっていたということになるかと思います。以上です。

○内田 というのは、事前にちょっとお尋ねしたときには、この滞納者につきましては疾病があるというふうにおっしゃっていたかと思うんですが、その状況についてお示してください。

○債権管理課長 この方は、確かに病気をしていたことがあるんですけども、それは大分昔の話で、十何年か前です。咽頭がんになったということがありまして、そのときに医療費がかかってしまったということは聞いてございます。以上です。

○内田 その咽頭がん罹患されたときと滞納時期は一致していないということですか。

○債権管理課長 その頃に市税の滞納が始まってしまったということはあるんですけども、その頃納付相談とかをして、分納、ごく少ない金額ですけども、3,000円ぐらいですけども、分納して、履行はしていたということでございます。以上です。

○佐藤 いつも訴えの提起の請求の趣旨を読んでいると思うんですけど、この請求の趣旨だけ読むと、ここの従業員が滞納していて、それを会社が柏市の差押えに対応しなかったということがこの請求の趣旨だけ読むと分からないんですよ。いつもその説明を聞いて、ああ、そういうことかと思うんですけど、これはこういうふうを書くように法律か条例で決まっているものなんですか。

○債権管理課長 特に決まっているということではないですけども、確かに非常に分かりづらい文章ではあるんですが、その差押え債権の取立額を払えという部分で、取立権を有するのが柏市だということは、なぜ取立てができるのかというと、給与を差し押えているからだということになるということなんです。以上です。

○佐藤 読み方によっては、この会社が法人市民税とか県民税とか固定資産税とかを滞納しているように読めちゃうんです、この請求の趣旨だけ読むと。だから、そこは何かちょっと、こういうふうになっているんだったらしょうがないけれど、書き方を少し工夫して、社員が滞納していたことに対して差押えに応じなかったみたいなのが分かるような書き方に次回からしていただくことができるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○債権管理課長 請求の趣旨というと、どうしてもこういう書き方になっていて、訴訟のほうで、実は請求の原因というところではもう少し詳しく、この会社がこういうことととか、そこに勤めていた人がいつからいつまで滞納してるとか、そこ

で分かるようにはなっているんですが、請求の趣旨だけ取り出すとちょっと分かりにくくなってしまうというような形でございます。以上です。

○委員長 今のあれは、この書き方を取り替えるか取り替えないのか、いや、このままですよというんなら、それでいいんだけど、どっちかという話よ。

○債権管理課長 その部分は、説明のほうで説明させていただければと思います。

○委員長 では、書き方はこのままで、あとは説明の中でやるということですね。分かりました。

○阿比留 請求の趣旨じゃないといけないんですか、ここ。

○債権管理課長 こうやってしまうとあれなんです、行政課からこのスタイルでやれと言われていたのではないかなという気がするんですけど……

○阿比留 市長と議員の間の文書であれば、別にこの請求の趣旨という法律の話じゃなくても、こういう状況だということを説明してもらったほうがより分かりやすく無駄のない書類になるような気がする、私は佐藤副委員長の意見に大賛成なんです、形にこだわって分かりにくい文章をつくるよりは本来の形を変えたほうがいいんじゃないかと思います。

○副市長 この提案書の書き方については、ちょっと検討させていただいて、改めることができるようであれば次回改めさせていただきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

副市長、部長、局長以外の執行部の皆様は退席されて結構です。

暫時休憩いたします。

午後 3時55分休憩

○

午後 4時開議

○委員長 引き続き会議を開きます。

次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

○内田 4月から組織改編があつて、本委員会に市民生活部と広報部が移ると聞いているんですが、4月以降の閉会中審査事項はどのような形になりますでしょうか。

○事務局 お答えいたします。当然新しい所管を引き継ぐことにはなりますが、委員会条例が変更になりますと、そのまま自動的に引き継ぐということになりますので、ここには記載しておりませんが、当然市民生活部と広報部の事務調査も行うことになります。以上です。

○委員長 あとはありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月28日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することと決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日時について、いかがでしょうか。

○渡部 視察が入るわけですね。そうすると、この項目だけになります。いろいろやり取りとか日程的にはお任せしますが、難しいんじゃないかなとちょっと思いますが。

○委員長 では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め、正副委員長に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

先例により1泊2日とし、予算は1人当たり4万6,000円以内となります。まず、実施につきましては、皆さんに日程の調整に御協力いただいた結果、5月10日水曜日から11日木曜日の1泊2日に決まりましたので、よろしく願います。

続いて、視察項目及び視察地についてですが、私も少し調べた結果、愛知県小牧市の書かない窓口の取組や愛知県岡崎市の災害現場映像通報システムについての項目はどうかと考えています。各市へ打診したところ、視察受入れは可能との返事をいただいております。委員長としては、これら2市を視察いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、視察地は愛知県小牧市及び岡崎市として、その他詳細につきましては正副委員長に御一任願います。

なお、詳細は後日連絡申し上げることといたしますが、急遽欠席する場合は事務局まで御連絡ください。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 4 時 3 分閉会